

随意契約理由書

件名	広報紙KOBE11月号挟み込み記事の印刷業務
契約の相手方	株式会社読売大阪プリントメディア
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>本業務は、広く神戸の水道の現状を知っていただくことを目的に、水道事業に関する広報紙面の印刷及び広報誌KOBEへの挟み込みを行うものである。</p> <p>市民に審議内容等の広報を行うためには市内全戸配布が必要不可欠であり、市内全戸に配布している「広報紙 KOBE・区民広報紙」令和5年11月号に挟み込んで配布する方法が適している。</p> <p>挟み込み作業について、別途印刷した広報紙面を別業者に引渡し挟み込むという方法では、印刷・仕分け後の「広報紙 KOBE・区民広報紙」に挟み込む作業が生じるうえ、約84万部という発行部数や「広報紙 KOBE・区民広報紙」の印刷・発行スケジュールを勘案すると、別途印刷・挟み込む方法は困難である。</p> <p>このため、「広報紙 KOBE・区民広報紙」に広報紙面を挟み込むためには、「広報紙KOBE・区民広報紙」と同時に印刷し挟み込む必要があることから、本業務を履行できるのは上記事業者以外にはないため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局経営企画課 (電話番号 078-381-7443)